



しん ふ じ えきみなみせいび か 「新富士駅南整備課」に名称が変わりました

平成21年3月末まで新富士駅南地区整備室としてお世話になってきましたが、平成21年4月1日より課の名称が変わりました。

今まで(平成21年3月31日まで)	・・・	新富士駅南地区整備室
これから(平成21年4月1日から)	・・・	しん ふ じ えきみなみせいび か 新富士駅南整備課

名称は変わりましたが、業務内容に変更はありません。今までどおり職員一丸となって区画整理事業の完成に向けて取り組んでいきますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成20年度末までの進捗状況 : 進捗率約 : 12.5% 移転済建物 : 35 戸

5月20日に区画整理審議会が開催されました

平成21年5月20日(水)に新富士駅南整備課事務所2階におきまして、岳南広域都市計画事業新富士駅南地区土地区画整理審議会が開催されました。

今回の審議会では、

- ・ 評価員の選任について審議会の同意を求める
- ・ 仮換地指定(第7回目)について審議会の意見を聞く
- ・ 保留地の決定についての審議会の同意を求める
- ・ 特別の宅地に関する措置について審議会の同意を求める

という案件について審議を行いました。

当日は審議委員の方々から忌憚なきご意見を頂きました。活発な議論が展開された結果、全ての議案が承認されました(同意が得られました)。この審議会の結果を受け、本年度は新たな仮換地指定(第7回目)をさせていただくことになりました。



課の職員に異動がありました

平成21年4月1日付で職員の人事異動があり、2名の職員が転出し新たに2名の職員が転入しました。

転入職員	換地補償担当上席主事	ことうあきひろ 後藤彰広 (情報政策課より)
	工事担当技師	さいとうゆうすけ 齋藤勇介 (新規採用)

平成21年度の体制は以下のとおりです

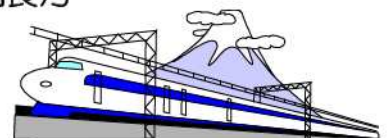
【課長】かとうこういち
加藤幸一

【換地補償担当】もんてんきょういち ひらかすお ことうあきひろ ながいゆういちろう ひなたよしの
門傳京一、日原一男、後藤彰広、永井雄一郎、日向良乃

・換地及び移転補償業務を担当します。

【工事担当】しまだ はじめ いなばひでのり たかはしやすふみ もちづきけんじ さいとうゆうすけ
島田 肇、稲葉秀典、高橋保文、望月健司、齋藤勇介

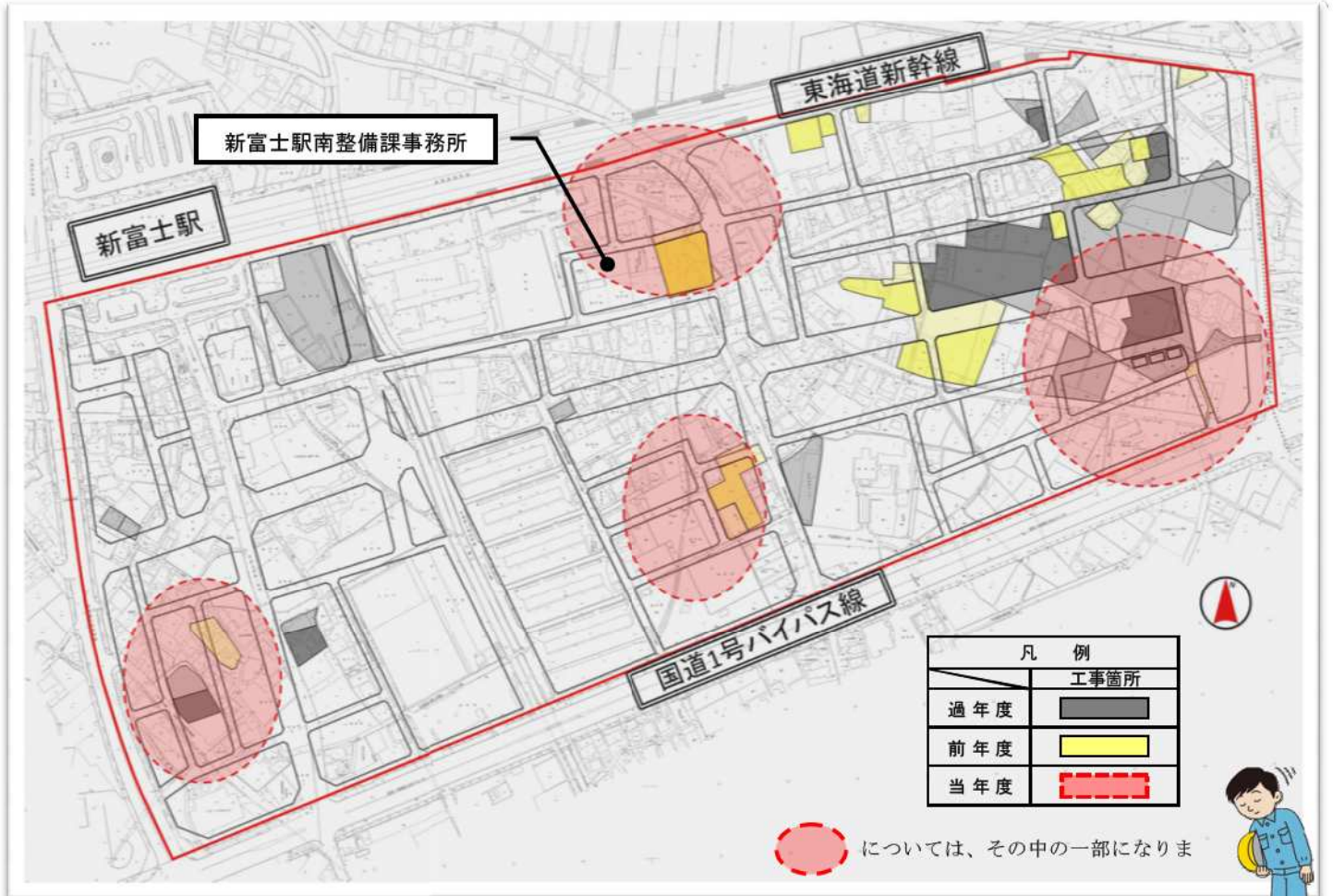
・工事及び事業計画を担当します。



平成21年度工事予定について

本年度も昨年度に引き続きまして、道路などの公共施設や、皆様の生活に密接した上下水道などのライフラインの整備、宅地の整地工事及び建物等の移転を予定しております。現時点で工事に着手していない地域につきましても、次年度以降順次整備を進めていく計画です。権利者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、区画整理事業へのご理解とご協力についてお願いいたします。

平成21年度工事予定箇所



市で管理している土地の除草作業を行います

- 第1回 平成21年 5月上旬から 5月中旬ごろ (終了)
- 第2回 平成21年 7月上旬から 7月中旬ごろ
- 第3回 平成21年 9月上旬から 9月中旬ごろ
- 第4回 平成21年 11月中旬から 11月下旬ごろ
- 第5回 平成22年 3月上旬から 3月中旬ごろ

—ご協力をお願いします—



神戸地区で曳家工事を実施しました

平成20年9月に、市内神戸土地画整理事業施行地区内において曳家工事を行いました。実際の工事内容についてご紹介します。



ひきや
曳家工事着手前の状態です。

右下に新しい基礎が見えます。ここまで
建物を曳きます。
距離約 50m、高低差約 3.5m 移動しま



建物の下にレールを入れて家を浮かせてから、慎重に家を曳いていきます。

ひきや
曳家工事完了後の元の家の場所です。左
上の写真と比べると、建物が移動した
ことがよくわかります。



- ★ 今回のケースは、現在お住まいになられている家で生活を続けながら家を曳きました。
- ★ 施工業者によって施工方法が違います。施工の際は事前に専門業者と十分な打合せをお願いします。

— ご不明な点等ございましたら、新富士駅南整備課までお問い合わせください —

皆さんの質問にお答えします

質問 数年前に仮換地の指定を受けました。その時に移転の2～3年前になったら連絡をいただけたという話でしたが、その後連絡がありません。実際の移転はいつになりますか？
【B氏(仮名)からの質問】

—お答えします—

移転ができるようになるには、原則として、

- ・ 仮換地先にある建物や庭木等の移転
- ・ 仮換地先周辺の道路、上下水道、電気、ガスなどのライフラインの整備
- ・ 仮換地先の造成等の工事

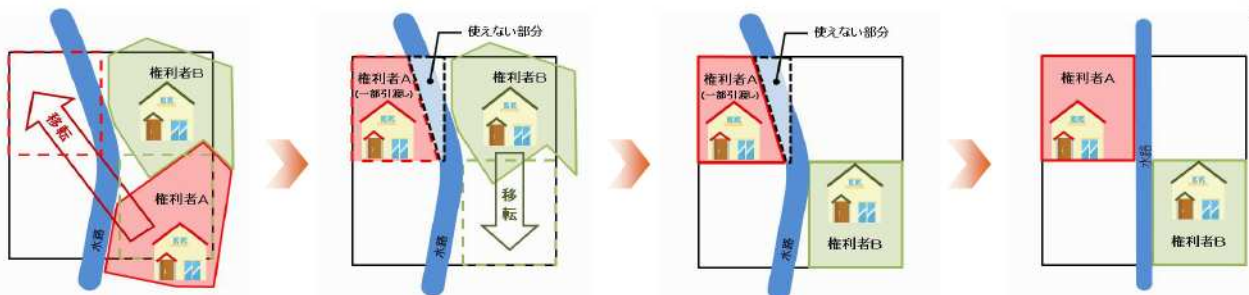
の準備が整ってからになります。

現在、上記の工程を経て、仮換地先の準備が整ったところから、順次、移転をお願いしています。しかし、事業の性質上、仮換地先の一部が使用できない状況もあります。このような場合は、権利者の方々と十分に話し合いを行い、仮換地先の状態に納得していただけるようであれば、移転にご協力をいただくようお願いします。

さて、ご質問の移転の時期についてですが、通常、仮換地となるべき場所には、「他の権利者」（以後、「A氏」とします）がいらっしゃいます。ですから、B氏（質問者）の移転は、A氏の仮換地が用意され、A氏の移転が済んで、その場所にB氏のための準備が整ってからになります。

このようなことから、実際に移転していただく年度の2～3年前にならないと、具体的に移転スケジュールを提案するのが難しい、というのが実状になっています。なお、スケジュールの提案と併せて、「物件調査」のお願いもさせていただきます。これは、現在の建物、庭木等の物件の種類、数量等を調査させていただくものです。この結果を基に物件移転補償費を算出します。

移転をお控えになられている権利者の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、できるだけ事業が円滑に進むよう努力してまいりますので、今後とも本事業に対するご理解とご協力を、お願いいたします。



①Aさんに仮換地へ移転していただきます。
Aさんの仮換地内の水路の整備が完了していませんが、Aさんには仮換地の一部のみの引き渡しという条件で移転にご協力していただきました。

②Aさんの移転が完了しました。
Bさんの仮換地を準備して移転を開始します。

③Bさんの移転が完了しましたが、Aさんはまだ一部しか使用できていません。

④水路の整備が完了して、Aさんの仮換地を全て引き渡すことができました。

※上記の方法はあくまでも移転パターンの一例です。実際には土地や権利者様の状況等により様々な方法があります。

※ 新富士駅南地区土地区画整理事業の仮換地、補償、工事等事業についてのご質問、ご要望、お問い合わせは、下記までお願いいたします。

新富士駅南整備課 〒416-0932 静岡県富士市柳島82番地の9

TEL 0545-65-7680 FAX 0545-65-8223

e-mail shinfuji@div.city.fuji.shizuoka.jp

